

EU・世界におけるデジタルインボイス制度の導入と対応について

～EUの2030年制度義務化と日本企業の対応も含めた検討～

デロイト トーマツグループ 税務・法務領域ビジネスリーダー 溝口 史子

2030年7月、標準化されたデジタルインボイスがEUの「当たり前」、となる。これはすごいことではないだろうか？本稿では、デジタルインボイスが全世界で導入されつつある概況を述べ、日本企業としてどのように対応していくべきかを主眼としてデジタルインボイスの今を説く。

世界に広がるデジタルインボイス

デロイトの各国メンバーファームからの情報に基づき管理するデータベースによると、世界80か国以上でデジタルインボイスがすでに導入、又は導入が予定されている。そのうち、60か国程度のデジタルインボイス制度は、デジタル報告義務を伴う。日本のデジタルインボイスは利用が任意であり、デジタルインボイスがもたらす様々なメリットを享受したい事業者を後押しする制度となっている。しかしながら、世界のデジタルインボイス制度の導入目的は、VAT/GSTの適正課税だ。

デジタルインボイスとは、「請求に係る情報を、売手のシステムから、買手のシステムに対し、人の手を介することなく、直接データ連携し、自動処理される仕組み」であり、構造化データで生成され、送受信し、双方が自動処理できるインボイスのことである。買手と売手がこの電子文書を自動処理できるためには、文書仕様、ネットワーク、運用ルールが標準化されている必要があり、Peppolはその標準化のためのルールセットとなっている。各国が順次Peppolフレームワークを採用することで、国際的な標準化にも対応している。

そして、日本では耳にしないデジタル報告義

務 (e-reporting) とは何か。それは税に関連するデータの課税庁に対する提出義務であり、一定の期間内に送受信されたデジタルインボイスデータの提出、請求・支払いに係る全データの提出などが例として挙げられる。諸外国のデジタルインボイス制度は、デジタル報告義務とセットになっており、デジタルインボイスの提出が早晚、VAT/GST申告を代替するであろう。つまり、今後海外でのVAT/GSTコンプライアンスの中心は、課税期間の終了後に適切な申告書を作成することではなく、課税期間中に適正なデジタルインボイスを発行することにシフトする。

例えば、VAT制度が導入されたばかりの中東地域においても、エジプト（2020年11月）、ヨルダン、サウジアラビアですでにデジタルインボイス制度が導入されている。アラブ首長国連邦では、2027年1月から、売上AED50百万（約USD13百万）を超える大企業に対してデジタルインボイスが導入される予定である。アラブ首長国連邦のデジタルインボイス制度は対象が広く、不課税取引（保税地域で行われる取引、VATグループ内取引など）、ゼロ税率が適

解説

用される取引にもデジタルインボイスの発行義務がある。2026年7月1日までに認定請求書発行業者を委任する必要がある、デジタルインボイスの発行は認定請求書発行業者（ASP：Accredited Service Provider）によってのみ実行可能である。5コーナーモデル（税務当局のプラットフォームが5つ目のコーナーとなる）を採用しており、売手と買手がそれぞれに認定請求書発行業者を選定する必要がある。デジタルインボイスは売手と買手で直接やり取りされるものの、認定請求書発行事業者は、デジタルインボイスの発行後、14日以内に課税庁とデジタルインボイスデータを共有する義務がある。デジタルインボイスの導入に伴い、従来の請求書記載事項には含まれなかった「invoice transaction type code（インボイス取引種類コード）」、「business process type（ビジネスプロセスの種類）」、「specification identifier（仕様識別子）」などの記載事項が追加されており、現状のシステムで管理されているかどうかを確認する必要も生じている。

EUに目を向けると、2030年7月のEU共通の義務化に先駆けて、段階的に対象を広げてきたベルギーのデジタルインボイス制度が、2026年1月からベルギー設立企業によって行われるベルギー国内B2B取引に対して、構造化データ

によるデジタルインボイスの発行義務を課す。原則的には欧州共通のPeppol BIS billing 3.0に定められたEN16931による発行が求められるものの、取引当事者間で違う文書仕様に合意がある場合には、そのような文書仕様の利用も可能とされている。法律に定められた請求書記載事項をデータとして含む適正な構造化データを発行できなければ、請求書の不発行に該当し、過料が課される。ベルギーの特徴として、発行義務と仕入請求書の受領義務が同時に導入される。仕入請求書の受領義務だけではなく、EUのVAT指令は、EU加盟国がデジタルインボイスの保存を、仕入税額控除の要件とすることができる（指令168条）という選択権を認めており、ベルギーでは仕入デジタルインボイスの保存に失敗すると、仕入税額控除が否認されるという、より甚大な影響がある。また、デジタルインボイスの導入に合わせて、デジタルインボイス上の端数の処理が明細単位から帳票単位に改正されていることにも注意を要する。日本のインボイス制度でも端数処理は意外と重要であったことは記憶に新しい。

このように、一口に「デジタルインボイスが導入される」といってもアラブ首長国連邦とベルギーではタイミングも、やらなければいけないことも、対象範囲も全く異なる。

EUで起こる二つのパラダイムシフト

ベルギーはEUに先んじて制度を拡大しているが、EUのViDA（VAT in the Digital Age）パッケージについて、その概要を整理したい。2024年11月5日にEU経済・財務相理事会（ECOFIN）における政治的合意がなされ、2025年3月の欧州議会による承認を経て、4月14日からVAT指令、実施規則が発効している。ViDAパッケージは、デジタルインボイスを

基礎とするデジタル報告義務の導入、プラットフォーム課税の範囲の拡大、B2C事業におけるVAT登録の共通化（Single VAT Registration）の三つの柱からなり、後述する通り、2035年までに段階的に導入される。

下表は、直近のデジタルインボイス発行・報告義務の導入スケジュールの予定である（表にはEU以外の国も含めている）。

デジタルインボイス発行義務の拡大 (※EU以外の国も含めている。下記の表も同様)

デジタルインボイス発行義務化予定の主な国・地域

(DRAFT) : 草案

<p>ラトビア 1月1日以降、B2G取引でデジタルインボイス発行を義務化</p> <p>ルーマニア 1月1日以降、小規模事業者と登録された非居住者に義務化。さらにB2G取引に義務拡大</p> <p>イスラエル 1月1日以降、NIS 20,000超のインボイスに承認と確認番号が必須</p> <p>ドイツ 1月1日以降、全業者は10月1日以降義務化を義務化</p> <p>マレーシア 1月1日以降、売上MYR 2500万超の事業者にデジタルインボイス発行を義務化</p>	<p>サウジアラビア 3月~12月にかけて事業者のデジタルインボイスソリューションを当局プラットフォームに段階的に統合</p> <p>スウェーデン 4月までに税関インボイスはPeppol標準のデジタルインボイスに移行</p> <p>ヨルダン 4月1日以降、国のプラットフォームまたは国のプラットフォームと連携できるプラットフォームでのインボイス提出が必須</p> <p>ギリシャ 4月1日以降、売上EUR 20万超の事業者にe-Delivery (納品・請求にかかわるデジタルプラットフォーム)の義務化</p> <p>ドミニカ共和国 5月以降、国内大規模・中規模事業者にデジタルインボイス義務化</p> <p>シンガポール 5月1日以降、既存のGST登録事業者はデジタルインボイス発行の任意導入</p> <p>EU 4月14日以降、国内取引のデジタルインボイスの導入可</p>	<p>ギリシャ 7月~2026年6月、B2B取引のデジタルインボイス発行義務導入予定</p> <p>エストニア 7月1日以降、事業者は商業登記された企業から求められた場合、デジタルインボイス発行が必須</p> <p>マレーシア 7月1日以降、全ての事業者にデジタルインボイス発行を義務化</p> <p>ブラジル 7月1日から10月30日まで、当局ポータルでのデジタルインボイス発行スキーマのテスト導入</p> <p>シンガポール 11月1日以降、新設のGST登録事業者にデジタルインボイス発行の任意導入</p>	<p>スペイン 1月1日以降、法人はデジタル請求規制 (Veri*factu) の導入</p> <p>ポルトガル 2025年予算案においてPDF請求書の電子署名要件を1月1日まで延期提案</p> <p>クロアチア 1月1日以降にデジタルインボイス発行を義務化</p> <p>ラトビア 1月1日以降、B2B取引でデジタルインボイス発行を義務化</p> <p>ベルギー 1月1日以降、すべてのB2B取引でデジタルインボイス発行・デジタル報告を義務化</p> <p>イスラエル 1月1日以降、NIS 10,000超のインボイスに承認と確認番号が必須</p> <p>ポーランド 2月1日以降、前年の売上LPLN 2億超の事業者はKSeF (国のデジタルインボイス発行システム) 使用義務化</p> <p>シンガポール 4月1日以降、新たなGST登録企業にデジタルインボイス発行義務化</p> <p>イスラエル 6月1日以降、NIS 5,000超のインボイスに承認と確認番号が必須</p> <p>スペイン 7月1日以降、全ての事業者に対してデジタル請求規制 (Veri*factu) の導入</p> <p>UAE 7月1日以降、デジタルインボイスシステムの段階的な導入</p> <p>フランス 9月1日以降、全業者にデジタルインボイス受領義務化、大規模から中規模事業者にデジタルインボイス発行を義務化</p>	<p>スロバキア 1月1日から2030年までにB2B取引におけるデジタルインボイス発行を段階的に義務化</p> <p>スペイン 1月1日以降、B2B取引におけるデジタルインボイス発行の義務化が導入の可能性</p> <p>スロベニア 1月1日以降、B2B取引におけるデジタルインボイス発行の義務化を提案</p> <p>フランス 9月1日以降、小規模事業者にデジタルインボイス発行を義務化</p> <p>セルビア 10月1日以降、民間企業と輸送業者にもe-transport (電子的な輸送書類の管理) を義務化予定</p> <p>ドイツ 2028年1月以降、全ての事業者はB2B取引でデジタルインボイス発行および受領が義務化</p> <p>EU 2030年7月、域内越境取引でのデジタルインボイス義務化</p>	
2025		2026		2027+	

※1 本スライドの内容は2025年5月時点の主な予定であり、各国の当局は予告なく又は事後的にスケジュールを変更する可能性があります。

デジタルインボイス報告義務の拡大

デジタル報告義務化予定の主な国・地域

(DRAFT) : 草案

<p>ウクライナ 1月1日以降、大規模事業者にSAF-T ※2 ファイルの定期提出を義務化</p> <p>ルーマニア 1月1日以降、ルーマニアでVAT番号を持つ非居住者に限定的なSAF-T ※2報告を義務化</p> <p>スペイン ピスカヤ地域の事業者は、規模等に応じ1月1日または7月1日に当局システム (BATUZ) でのデジタル報告が義務化</p> <p>ベルギー 1月1日以降、デジタル記録統合システム (SIRE) を通じた購入及び販売記録の報告を義務化</p> <p>デンマーク 1月1日以降、求められた場合、SAF-T ※2提出が必要</p> <p>ノルウェー 1月1日以降、財務SAF-T ※2バージョン1.3の提出が義務化</p>	<p>スロベニア 7月1日以降、月次VAT台帳の提出義務化を提案</p> <p>デンマーク 7月1日以降、未登録の帳簿システムを使用する企業に対して、会社の規模に応じてカテゴリー別に認められたデジタル帳簿システムの利用を義務化</p>	<p>ブルガリア 1月以降、2023年の純売上高BGN 3億超、または税負担額BGN350万超の大規模事業者はSAF-T ※2ファイルの提出を義務化</p> <p>デンマーク 1月以降、年間売上高がDKK 30万を超える企業に対して、一定の場合、デジタル帳簿システムの利用を義務化</p> <p>デンマーク 7月1日以降、デンマークでVAT登録されている外国企業もSAF-T提出義務の可能性</p> <p>フランス 9月1日以降、すべての大規模事業者および中規模事業者にデジタル報告を義務化</p>	<p>ウクライナ 1月1日以降、すべての事業者はSAF-T ※2ファイルの定期提出を義務化</p> <p>ポルトガル 1月以降、2025年の取引についてのSAF-T提出を義務化</p> <p>ドイツ 1月1日以降、売上EUR 80万超の事業者はデジタル報告を義務化</p> <p>ブルガリア 1月以降、2024年の純売上高BGN 3億超、または税負担額BGN350万超の事業者はSAF-T ※2ファイルの提出を義務化</p> <p>フランス 9月1日以降、中小事業者に対する新たなデジタル報告義務を導入</p>	<p>ブルガリア 1月1日以降2030年1月にかけて、会社の規模に応じ段階的にSAF-T ※2ファイルの提出を義務化</p> <p>ベルギー 2028年までに、VAT登録事業者間の取引の一定の取引について、ほりリアルタイムでのインボイス報告制度を導入予定</p> <p>EU 2030年7月以降、EU域内越境取引についてデジタル報告を義務化</p>			
2025		2026		2027		2028	

※1 本スライドの内容は2025年5月時点の主な予定であり、各国の当局は予告なく又は事後的にスケジュールを変更する可能性があります。

※2 SAF-T : Standard Audit File for Tax

解説

改正法の施行により、デジタルインボイスに、今、EUでは二つのパラダイムシフトが起こりつつある。一つ目が、構造化データによるデジタルインボイスが「当たり前」になる、ということである。これは、デジタルインボイスを原則と規定する、指令218条に端的に現れている。デジタル報告義務の対象外取引については、引き続き、紙又はその他の電子インボイスによる発行も認められるが、新たに追加される218条2項は明確にデジタルインボイスが原則であると言い切っている。即時性も求められ、現在の制度では、EU域内非課税納品又はリバースチャージが適用となる他の加盟国の事業者からの役務提供に係るインボイスの発行に最大で45日の期限が認められているが、今後の段階的導入後は、EU域内取引、三角取引および対象となるリバースチャージ取引に係るデジタルインボイスは取引後10日以内に発行されなければならない。

二つ目のパラダイムシフトは、先に述べたように、税務コンプライアンスの主眼が、適切な申告書の作成ではなく、適切なデジタルインボイスの発行にシフトするという点である。これは、媒体が変化するだけでなく、タイミングのシフトも意味している。つまり日本の消費税申告のような、課税期間終了後、申告書を作成し、事後調査を受ける事後調査型（Post Audit Model）から、課税期間中のデジタルインボイスデータを課税庁に共有し、常時監視されるモデル（Continuous Transaction Control model）へ移行する。

すべての事業者は、EU域内越境取引につき

デジタルインボイスの発行と同時に（顧客が発行するself-billing（自己請求書）の場合は5日以内）に、課税庁にデータを提出しなければならない（指令263条1項、2項）。デジタル報告義務の統一は、すでに各国独自のデジタル報告用プラットフォームを構築している加盟国に配慮した結果、2035年1月1日までの長い道のりが設定されている。つまり、この間、各国の報告制度はばらばらであり、各加盟国が定める取引について、請求書発行時または5日以内に各加盟国はデジタル報告を求められることができるが、その対象範囲やフォーマットは各国で異なる。国内に設立されていないがVAT登録をしているだけの事業者を報告義務の対象とするかどうか、各加盟国が決めることができる（指令271a条）。EU標準形式によるデジタルインボイスの提出は必ず報告形式として認められなければならない（指令271b条3項）とされているため、少なくとも、EU標準形式によるデジタルインボイスを発行できる体制にしておけば、加盟国のデジタル報告義務には対応できるのが救いである。

データの即時的な共有（real time reporting）とは別に、課税期間ごとの申告書の提出が必要かどうかは、各国の判断に委ねられている。課税庁が全取引データを把握するのであれば、申告書に記載が必要な情報は極めて限定的だろう（例：一定の償却資産について即時控除が制限されている場合や、償却資産を転用した場合、売掛金債権の貸倒れなど）。今後、申告書の重要性がインボイスデータの共有の重要性に凌駕され、主従が逆転することは確かである。

この先5年で起こること～未来予想図

日本ではPeppolが当たり前と言えるまで定着したとは言えない状況であるが、EUではかなりの確度で、5年以内に当たり前となる。日本の現在の状況は、コロナ前のオンライン会議

の普及状況と似ている。つまり、誰かがやりたいと思っても、取引先が対応していないためできない、というジレンマである。EUに限らず、日本以外でデジタルインボイスを導入する国々

は、コロナ禍でオンライン会議が強制されたように、デジタルインボイスの発行が一部の対象者（特に大企業）には強制されるため、普及の閾値を一気に飛び越えることが容易に予想できる。つまり、まず日本企業が直面すると予想されるのは、外圧、すなわち海外企業との取引において、デジタルインボイスの発行又は受領を求められるという事態である。

EUを例にとると、タイムラインとしては、2025年4月14日に即時発効している規定により、EU加盟国は国内法を改正して、国内企業が行う国内取引に対してデジタルインボイス発行義務を課すことができるようになってきている（指令218条2項）。また、これまで必要であった相手方の承認は不要とされた（指令232条）。この規定を受けて、ベルギーでは実際に、国内設立企業の国内B2B取引のすべてについてデジタルインボイスの発行、受領義務が2026年から導入される。このことの意味するところは、デジタルインボイスの発行体制を整えたベルギーの取引先から、今後は「デジタルインボイスしか発行しません」と言われるかもしれない、ということである。発行する側としては、国内であろうが海外取引先であろうが、この取引はデジタルインボイス、別の取引は紙やPDFで発行というプロセスの煩雑さは回避したい。自らは日本企業で、デジタルインボイスの発行義務の対象になっていない場合であっても、デジタルインボイスを受信できないことによって円滑な取引が阻害されることが予想される。

わずか5年後の2030年7月には、27加盟国

におけるEU域内越境取引のEU標準フォーマットによるデジタルインボイス発行およびデジタル報告の義務化が始まる。域内越境取引の申告であるECセールスリストも廃止され、越境取引の申告制度も予想通りなくなる。この段階に来ると、ベルギー企業だけではなく、全EU企業から、今後はデジタルインボイスしか発行しないと言われることは想定内の範囲内である。さらには、日本企業がPDFデータをインボイスとして送ると、すでにデジタルインボイス体制を整えたEU企業から、受信を拒否されることもあり得るのではないだろうか。

もちろん、日本企業のEU域内に設立された現地法人は「我が事」として、とらえる必要があることは言うまでもない。EU標準フォーマットによるデジタルインボイスを発行、提出しなければEU域内非課税納品の免税要件を満たせなくなり、ベルギーの事例のように仕入取引においてデジタルインボイスの保存をしていなければ仕入税額控除を否認される。しかし、EU企業と取引をする日本親会社にとって「他人事」かということ、決してそうではないのである。デジタルインボイスの導入プロジェクトの欧米企業の取組み事例では、27加盟国全部を対象とし、2023年から現在に至るまで継続中の実装事案、オランダのコンシューマー製品の販売企業の6か国（EUおよびEU域外）を対象とする外部ベンダーによる発行の実装に4年間など、特に対象国数が多い場合は長期にわたるため、今から対応が求められる。

現地法人主導VS日本法人主導

それでは、海外で事業を営む日本企業の本社は、どのような対応が求められるのであろうか。デロイト トーマツが2025年10月に実施したウェビナー参加者に事前アンケートを実施した結果、日本企業の対応状況としては、デジタルインボイスの制度対応について未対応・不明

が64%に上り、現地法人主導が26%、地域統括会社主導が6%、日本法人が主導していると回答したのは4%にとどまった。しかしながら、各地域統括会社や現地法人がデジタルインボイス導入プロジェクトを主導した場合には、以下のような問題点が考えられる。

解説

- ・ 長期的な計画に基づくグループとしての戦略的な投資に関する意思決定のための情報や権限を持たないため、戦略や投資にアライン（一致）しない決定がなされる
- ・ ベンダー選定プロセス、データマッピングなどの重複作業の発生
- ・ 対応の遅れによる追加コストの発生
- ・ グループ全体でのシステムの統一性の欠如
- ・ ベンダーライセンス料のボリュームディスカウントの機会を喪失するなどの非効率が発生

先に述べたように、デジタルインボイス制度の広がり、全世界的な潮流である。したがって、日本本社が主導しない理由はなく、本社は現地と密接なコミュニケーションを取り、国や地域、部門をまたがる全社横断的な体制を構築しリード対応方針を決定し、各国の対応をモニタリングしながら、以下のようなメリットを享受してほしい。

- ・ グローバルな視点でのガバナンスにより、グループ全体のコンプライアンスの強化
- ・ 共通プラットフォーム導入による業務効率化
- ・ システムの標準化により、各国での導入や運用が比較的容易になる
- ・ データの活用による戦略的な意思決定

デジタルインボイスには、税務コンプライアンスの目的以外に、ビジネス上のメリットが多い。例えば、①取引量が増えてもコストが増大しないため、長期的なコスト削減が期待できる。②リアルタイムで取引情報が把握でき、経営判断に資する。③取引先との連携により、スピーディーな請求書の発行によるキャッシュフローの改善が期待できる。④紙の消費量の削減による環境負荷の低減などである。禍（？）転じて福となす、ピンチをチャンスに変えるデジタルインボイス対応はどうだろうか。

ベンダー選定がすべて？ プラグ・インは通用しない

構造化データによるデジタルインボイスの発行は、自社ERPシステムが構造化データの生成をすることができないのであれば、外部ベンダーを採用し、構造化データによるデジタルインボイスデータを作成することとなる。地域的カバレッジ、言語対応、料金、セキュリティ、自社ERPシステムとの親和性などの観点から、複数の外部ベンダーを比較し、最も優位性のあるベンダーを選定するが、それで終わりではない。

すでに事例として述べたように、アラブ首長国連邦と、ベルギーのデジタルインボイス制度では、全く対象とする取引が異なる。また、それぞれの国で自社グループがどのような取引をしているか（不課税、非課税、免税、リバースチャージ取引、軽減税率等）によって、デジタルインボイスの発行および報告義務の対象が異

なる。現在発行しているインボイスが正しいことを信じるとしても、デジタルインボイス制度の導入を契機に、記載事項が追加されたり、端数処理がデジタルインボイスだけ変更になったりするケースもある。

海外のデジタルインボイス制度は、デジタル報告義務を通じて、VAT/GSTコンプライアンスの一部に組み込まれており、早晚、申告書を完全に代替する可能性もある。これまで各地で法制度を理解し、コンプライアンス体制を構築してきた基盤を、デジタルインボイスに写し取る必要があるということだ。申告ソフトがあっても申告書が作れないことが自明であるように、各地で税務専門家のアドバイスを受けて、適正なデジタルインボイスが発行される体制を構築する必要がある。

デジタルインボイスの先にあるもの

取引データであるデジタルインボイスの導入は、今後の税務行政のデジタル化（Tax Administration 3.0）の要でもある。税務行政のDX化が進んだ社会では、税に関する手続きが納税者の日常生活や業務の延長線上に組み込まれていく、とされている。仮に外圧がきっかけとなって海外で事業を展開する大企業のデジタルインボイス利用が進んだとしても、中堅規模以下の企業はデジタルインボイスを利用しないのであろうか。

個人的には、日本の簡易課税制度とデジタルインボイスの親和性が非常に高いと感じており、個人事業主にこそ、デジタルインボイスを利用してほしい。長らく、簡易課税制度は消費税制度の欠点とされてきたが、現在では、例えばニュージーランドのプラットフォーム課税の導入とともに、オンライン事業者の仕入税額控除権に配慮し、一定額を仕入税額とみなして控除を認めるflat-rate スキームが導入されるなど、数多の小規模事業者から効率的に徴収

するメカニズムとして、日本の簡易課税制度の源流であるflat-rateスキームが脚光を集めている。例えば、インボイス制度の導入に伴い新たに課税事業者となった第五種事業者（飲食店業を除くサービス業）が、アプリでデジタルインボイスを発行した場合に、簡易課税制度の選択届出をしていれば、アプリの初期設定において簡易課税選択を行い、デジタルインボイスの発行データを課税庁と共有することで消費税申告を不要とすることができるのではないだろうか（下図はそのイメージ）。税額の計算にはみなし仕入率である50%を適用し、自動で計算する。

簡易課税制度は事業区分の複雑さなど課題がある。一事業区分のみのデジタルインボイス利用者に限定した消費税申告制度の簡素化は、デジタルインボイスの普及に効果を発揮し、自動処理の恩恵を買手側である大手企業にももたらすのではないかと考える。

日本企業には、世界のこのような状況を踏まえて、適切な対応をとることが求められる。

デジタルインボイスを活用した簡易課税制度とは？

デジタルインボイスがアプリで気軽に発行できるようになり、課税庁とデータを共有することにより、個人事業主の消費税申告の負担を軽減することができるかもしれない。

【デジタルインボイスを活用した簡易課税制度のイメージ】

